

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（鈴木寛君外六名

発議）（参第五号）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律は、質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進することを目的とすること。

二、国は、三から七までに定める方針等に従って免許状の制度の改革を行い、平成二十四年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与が開始されるようにすること。

三、教諭の普通免許状及び特別免許状等は、初等教育諸学校（幼稚園及び小学校をいう。）、中等教育諸学校（中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。）及び特別支援学校に区分して設けること。

四、教諭の資質及び能力の向上を図るため、次に掲げる方針に基づき、教諭の普通免許状の制度を改めると。

1 教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。

2 教諭の専門免許状は、教諭として一般的に必要な資質及び能力の基礎の上に、教科指導、生活・進路指導等又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。

3 教諭の専門免許状は、次の から までの要件を満たす者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

教諭の一般免許状を有すること。

の要件を満たした後、教諭の実務その他教育に関する実務に八年以上携わったこと。

の要件を満たした後、教職大学院において必要な単位を修得したこと。

4 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要な資質及び能力を有する者に対して授与する免許状とすること。

5 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、一年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院等において修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与すること。

五、一般免許状を有する教諭が、四の三の要件を満たすときは、専門免許状の授与を受けるよう努めなければならないこととともに、当該教諭を任命し、又は雇用する者は、専門免許状の授与を受けることができる機会を与えるよう努めなければならないこととする。

六、普通免許状は、文部科学大臣が授与することとし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授与することとする。

七、教育職員が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げることができる制度を設けると。

八、この法律は、公布の日から施行すること。